

生徒指導に関する取り決め

令和6年4月1日一部改訂

前文

本校の生徒指導は二つの柱を理念としている。

一は、飲酒・喫煙・暴力などの法令違反や反社会的行為に対する指導である。

二は、マナー・生活習慣に関する指導である。

どちらも、卒業後の社会的適応や自立・自律を目的としている。

なお、本方針については年度途中であっても校長が必要と判断した場合には改定を行う。

第1章 総則

本校で定める「学校生活」とは学校内だけでなく、授業・校外活動・部活動などのために自宅を出るところから始まり、それらが終了して帰宅するまでを「学校生活」としている。このことは平日か休日かに関わらず適用される。

また、本方針に加え別途規定集を設け、問題行動が発生した場合は手順に則り指導を行う。

第2章 制服指導

1. 生徒は学校生活全般において本校指定の制服を着用しなければいけない。ただし、配慮が必要な場合や、活動内容によっては制服以外の着用を認める。
2. 「制服を着用する」とは、正しく着用している状態を意味する。シャツを出した状態での着用や、ズボンをズらしての着用、スカートを短くしての着用などは「正しく着用」している状態とはみなさず指導対象とする。
3. 制服を不適切に作り変えた場合は正常な状態に戻すか、新たに購入すること。また、譲渡された制服であっても体格に合わせず相対的に短い（または長い）場合などは着用してはいけない。
4. 登下校時や休憩時間などに限り、防寒着・防寒具の着用を認めているが、規定集の定めを守っていない着用の仕方は指導対象とする。
5. 体操服や実習服は、制服に準ずる指導方針を適用する。ただし、該当の授業や実習以外では制服を着用しなければならない。また、体操服や実習服は指示された場所で更衣すること。
6. 制服を着用せずに登校した場合は原則、再登校させる。その際、定められた時間内に再登校した場合、その時間帯は出席停止扱いとする。
7. 入学年度によって制服の形状や仕様が異なることがあるが原則、入学年度に販売している制服を着用すること。また、違う型の譲渡・販売・貸与を行ってはいけない。これは同居家族間も含む。

第3章 頭髪・装飾品・身だしなみについて

1. 頭髪は自然な地毛のままでいることとし、学校生活にふさわしくないと判断した頭髪状況や髪型は改善対象とする。特に、染色や脱色については厳しく指導する。また、頭髪の変色原因となる行為により、結果的に指導領域まで明るくなった場合は改善染色を指示する。なお、紫外線が原因の色落ちや、水泳時の塩素などが原因で色落ちした場合は、個別の対応を行う。
2. ナチュラルブラックのエクステンションを素材とした検査アイテムを用い、それよりも明るい場合は改善すべき状況であるとして指導対象とする。
3. 一時的な染色アイテム（カラースプレー・黒彩など）の使用も一切認めない。
4. 地毛の色が検査用アイテムよりも明るい生徒に対しては地毛登録を行う。地毛登録した生徒が違反染色などを行った場合は指導対象とし、以降「地毛登録」は行わない。
5. 頭髪の色が改善すべき状況であると判断された生徒のうち、特別な理由が認められる場合は「個別の改善計

画」に沿って指導する。

6. 学校生活全般において装飾品を身につけることを禁止する。
7. 指導対象となる装飾品は、学校生活に必要ないと判断したアイテム全般とする。
8. 過度な化粧は一切禁止とする。ただし、医療的配慮などで化粧を許可することもある。
9. 特別な事情があるアイテム（形見の品、お守り、十字架や数珠など）については、保護者から事情を聞いた上で、学校として対応を検討する。

第4章 登下校指導

登下校の際は無事故を心がけ、迷惑行為や危険行為を行うことなく、常識豊かな節度ある言動を行うこと。また、本校周辺の道路は大変狭く一方通行道路に囲まれているので事故防止の観点より本校独自の指導基準も定めている。

1. 自転車通学は本校の指導方針を遵守することを条件に、希望者全員に許可している。
 - ・自転車保険（または同等の補償を含む損害賠償保険）への加入。
 - ・学校敷地内では自転車から降りて移動すること。
 - ・道路交通法や条例を遵守し、歩行者や住民に迷惑をかけないよう配慮すること。
 - ・正門前東西（本校の両角）の信号間道路は、横断して向かい側の歩道に移動することを禁止する。ただし、自転車については対象外とする。
 - ・自転車は原則、車道を走行すること。ただし、危険を感じたときは、自転車から降りて歩道を通行することが好ましい。
2. 自動車などによる送迎を許可する際の要件と手続き。

送迎は原則として保護者が運転する自動車などに同乗する場合に限定する。その手続きは保護者が事前申請を行い、下記①～③に該当する場合に限って送迎の可否を検討する。

 - ①医療的な理由で、徒歩や自転車での登校が困難な場合。
 - ②教育相談上や特別支援上の理由で、必要だと判断した場合。
 - ③その他、認めるべき特段の事情があると判断した場合。

第5章 授業・実習・集会などに関する指導

1. 授業・実習・集会・行事などでは教職員の指示に従わなければいけない。
2. 授業に関係ない不要物の使用や私語をやめないと、教職員の指示に従わなかつた場合は全て指導対象とする。

第6章 携帯電話などに関する指導

1. 携帯電話は、学校敷地内に入る前に電源を切り、一切の音や振動が発生しない状態にして、鞄の中に入れておくこと。

※解約していて通信機能などが備わっていない機器であっても、指導の必要があると判断した場合は携帯電話など持ち込みと同等の指導を行う。
2. 小型ゲーム機器なども通信可能な状態の場合は、携帯電話などと同等の指導を行う。
3. 指導対象となった携帯電話などが保護者や友人などの所有物であったとしても同等の指導を行う。
4. 懲戒指導時の扱いは、別途、謹慎に関する規定に従うこと。

第7章 危険物の校内持ち込み

1. 危険物を校内に持ち込んではいけない。
2. 持ち込みを禁止する危険物とは、ナイフやエアガン、ライターなど、人を傷つける可能性が高く、かつ学校生活に必要なもの全般である。これらは所持自体が指導対象となる場合もある。
3. 危険物を持ち込んだ場合は、持ち込んだ物品、および使用状況によって検討し指導を行う。
 - ・銃刀法違反などとして警察に届けるか否か。
 - ・対処や指導について特別支援の観点が必要か否か。

第8章 考査期間中の規制

1. 試験を受けない時間帯（空き時間含む）は、許可していない区域への立ち入りを禁止する。
2. 空き時間は待機教室や指示された場所で待つこと。無断外出や無断早退は指導対象とする。
3. 考査に迷惑がかかるような行為があった場合は、その程度に応じて指導する。

第9章 アルバイトに関する指導

1. アルバイトを行う場合、以下の項目を遵守した上でアルバイト届を提出すること。
 - ・高校生の本分は学業なので、成績不振、遅刻、欠席など学校生活の乱れは、懇談や補習対象とする。
 - ・放課後であっても、アルバイトより学校での指示を最優先とすること。
 - ・午後10時以降は、原則禁止である。
 - ・その他、高校生としてふさわしい業務内容であること。
2. 無届や届出内容に偽りがあった場合は、指導対象とする。
3. 辞めた場合はすみやかに生徒指導室へ報告すること。

第10章 校外学習中に発生した問題行動

遠足や文化行事などの校外学習中に問題行動が発生した場合の処置としては、下記3点を参考にし原則として学年主任と同行している生徒指導担当職員が協議して判断する。※ただし、修学旅行については実情にあった指導方針をその都度検討する。

- ・内容が重大で、即座に教員が伴って当該生徒を学校に移送し、指導を行う場合。
- ・校外学習の終了、解散後、教員が伴って当該生徒を学校に移送し、指導を行う場合。
- ・次の授業日に登校させて指導を行う場合。

第11章 遅刻・欠席指導

1. 遅刻・欠席する場合は原則Classiにて、当日午前8時25分までに保護者より学校へ連絡を行うこと。
2. 遅刻した生徒は生徒指導室で、必要な手続きを行ってから授業へ向かうこと。
3. 遅刻・欠席時は日々指導に加え、回数をカウントし累積回数に応じて別途指導を行う。
4. 以下は指導対象とせず、カウントしない。

・忌引き	※別途所定の手続きを要する
・出席停止	※生徒指導部でその都度協議する
・公共交通機関遅延	※遅延証明と登校時間の整合性を要する
・通院や入院	※領収書や受診内容の証明を要する
・事件事故被害	※原則、警察における受理内容の証明を要する
・その他、認められる理由がある場合（不登校傾向、医療的配慮、進路関連など）	※特別配慮願いや進路指導部の指示を要する

5. 授業間遅刻は登校遅刻としてのカウント加算は行わないが、規定集に則って指導する。
6. 就職・進学試験の場合、試験会場への移動や滞在・試験時間など、試験に関係するすべては進路指導部と相談し決定する。

第12章 その他、細則

1. 学校風紀に不適切であり指導が必要であると判断した際は、別途定める規定集に則り指導を行う。
2. ロッカーなどの学校施設は周囲の迷惑にならないよう配慮し、大切に扱うこと。
3. 学校内だけでなく通学時や校外学習など学校生活全般において、地域住民や通行者に迷惑をかける言動は指導対象とする。
4. 謹慎中の生徒と関わることを一切禁止とする。違反した場合は懲戒を含めた指導を行う。

指導対象外	謹慎指導中の生徒とわからずには接觸を行った。（SNSなど含む） 謹慎指導中の生徒からの連絡に対し、接觸しないようやりとりを行った。
生指部長注意	謹慎指導中の生徒とわかりながら接觸やSNSなどでやりとりを行った。
懲戒指導	謹慎指導中の生徒とわかりながら接觸やSNSなどでやりとりを複数回行った。

5. 各種規律違反と携帯電話、遅刻・欠席指導に関する特例

毎年4月1日付で、規律違反、携帯電話、遅刻・欠席指導に関する累積回数を全て0回にする。

第13章 懲戒指導

1. 懲戒指導とは、懲戒を中心とした種々の教育的指示と伴わせて行う指導をさす。
2. 懲戒には、校長訓告、有期停学、無期停学、退学の4種類がある。有期停学は目途となる日数を生徒と保護者に明示して申し渡す停学であり、無期停学とは諸事情により日数の見通しが立たなかつたり、指導上の理由から日数を示さずに申し渡す停学である。
3. 謹慎中の過ごし方や守るべき事柄に関しては、別途定める規定集に則り指導を行う。

第14章 いじめ防止対策

1. 基本理念

いじめはその子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員がいじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢でどんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことがいじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、セーフティーネットの高校として外部から見てわかりやすいコンセプトをもった学校をめざすことを教育目標としており、そのために生徒が自律・自立し安心して暮らすことのできる学校づくりに取り組んでいる。この方針に則り「個々の生徒に応じたきめ細かな指導」「いかなるいじめも決して許さない・見逃さない指導と、毅然としたかつ生徒の実態に即した生徒指導」を重点かつ目標において取り組んでいる。

ここに、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、学校いじめ防止基本方針を定める。

2. 各種委員会の設置や役割分担、年間計画などは別途規定集に詳細を記載する。

生徒指導規定集 拠粹

<制服に関する規定>

- ・学校生活全般において本校指定の制服を正しく着用すること。
- ・成城生であることの自覚を持ち、帰属意識を育むこと。

1、制服指導に関して

- ①制服を不適切に作り変えた場合は、正常な状態に戻すか、新たに購入すること。
- ②譲渡された制服においても、体格に合わない場合は着用してはいけない。
- ③実技を伴う授業や実習、または、校外活動や部活動においては別途許可された服装での活動を認める。

2、口頭注意や規律指導に該当する例

- ①第一ボタン以外を開けた状態での着用。
- ②ズボンやスカートをズらした状態での着用。
- ③ズボンの裾を折り曲げて短くした状態での着用。
- ④ひざ掛け等の防寒具を不適切な方法で使用した場合。（腰巻として闊歩する等）
- ⑤校内スリッパを加工した状態での着用。（落書き・色塗り等）→違反時改善指導を行う。
- ⑥校内スリッパを他者と交換して使用した場合。
- ⑦シャツを出した状態での着用。
- ⑧市販のカーディガンやベスト等指定制服以外の着用。（許可した防寒着や防寒具を除く）
- ⑨防寒着の不適切着用。（ジャケットの上から着用していない等）
- ⑩帽子の着用。（配慮が必要な場合を除く）
- ⑪スカートを腰で折り曲げて短くした状態での着用。

3、懲戒指導に該当する例

- ①制服の加工や改造行為。（1回目…校長厳重注意、2回目以降…停学3日）

※違反行為が繰り返され、指導の見通しが立たないと判断した場合。

<頭髪に関する規定>

- ・生まれながらの地毛を大切にし、その状態を保つこと。
- ・学校は、来校者・地域住民・中学生においても公の場であることを自覚し、相応しい頭髪状態に努めること。

1、頭髪指導に関して

- ①学校生活に不適切であると判断した奇抜な髪型や華美な頭髪状態も改善対象とする。
 - ②染色（カラースプレーや黒彩等一時的な染色アイテム含む）やエクステ装着等の加工は一切禁止する。
 - ③頭髪確認時にはナチュラルブラックの検査アイテムを使用して指導の有無を検討する。
 - ④過度なドライヤーやアイロンの使用、パーマ・縮毛矯正等頭髪状況に影響を与える行為は慎むこと。（結果的に指導領域まで頭髪の色が変化した際は改善指導対象とする）
 - ⑤改善染色による色落ちは、その都度改善指導を行う。
 - ⑥白髪染め等特別な事情による黒染希望の際は、事前に生徒指導部へ相談すること。
 - ⑦地毛そのものが検査アイテム基準より明るい場合は「地毛登録」を行う。
- ★地毛登録手順★（学期に1回程度再確認を行う）

- ・学年生徒指導部員を中心に経過観察を続ける。
- ・地毛と判断した毛色と検査アイテムの番号を照らし合わせ登録する。
- ・過去に一度でも違反染色を行っている場合は地毛登録を行うことができない。

⑧アレルギーや頭髪の状況によっては「個別の改善計画」を行う。

★個別の改善計画例★（月に1回程度再確認を行う）

- ・アレルギー反応等で黒染め改善を行えない頭髪状況の場合。
- ・染色剤の効果が低く、カットする方が望ましいと判断した場合。
- ・紫外線や塩素での色落ちの場合。

2、口頭注意や規律指導に該当する例

- ①華美な髪留めの使用や奇抜な髪型の場合。
- ②エクステ等を装着していた場合。
- ③改善指導に対し不十分な対応を繰り返した場合。（期日を守らない、黒染め不備等）

3、懲戒指導に該当する例

- ①違反染色や脱色行為。（1回目…校長厳重注意、2回目以降…停学3日）
※違反行為が繰り返され、指導の見通しが立たないと判断した場合。

＜身だしなみに関する規定＞

- ・校内だけでなく来校者への対応や登下校時に関する地域等様々な場面で、成城生として整えた身だしなみの持続に努めること。
- ・学校生活に不適切であると判断した身だしなみはすべて指導対象とする。

1、身だしなみに関して

- ①形見の品や、お守り、信仰に関わる物等は事情を確認し対応を検討する。
- ②タトゥー（入れ墨）は全面的に禁止とする。（外見上見えない場合も含む）
発覚時は、保護者も交え改善計画を立てる。改善に従わない場合や計画後にも関わらず、外見から見える状態を保つ際は懲戒指導として対応する。
※海外にルーツがある等、人権委員会が許可した際はこの限りではない。

2、口頭注意や規律違反に該当する例

- ①過度なメイクを行った場合。
(眉毛を整える・ファンデーションや日焼け止めで肌を整えることは許可する)
- ②ピアス、ネックレス、ブレスレット、指輪等の装飾品を身につけている場合。
- ③付けまつげ、付け爪（ネイル等含む）、エクステを身につけている場合。
- ④サングラス、度無しメガネ、カラコンを身につけている場合。

3、懲戒指導に該当する例

- ※違反行為が繰り返され、指導の見通しが立たないと判断した場合。

＜登下校に関する規定＞

- ・社会常識を意識した行動を心掛け、無事故で安全な登下校に努めること。
- ・道路交通法や条例等を積極的に理解し、正しい行動を実践すること。

1、登下校に関して

- ①許可していない服装での登校は、再登校させる。（指定時間内に戻れば出席停止扱い）
 - ②自転車登校希望者は、必ず自転車保険（損害賠償保険）に加入すること。
 - ③自動車等の送迎希望は必ず事前申請し、以下の条件に該当する場合は可否を検討する。
 - ・保護者が運転する自動車等に同乗していること。
 - ・医療的な理由で、徒歩や自転車での登校が困難な場合。
 - ・教育相談上や特別支援上の理由で、必要だと判断した場合。
- ※なお、遅刻回避や降雨時等、生徒の利便性を目的とした送迎は一切認めない。

2、口頭注意や規律指導に該当する例

- ①正門前道路の横断。（左側走行を行う自転車は対象外）
- ②自転車運転における、並走・傘さし・歩道走行・右側走行。
- ③教員の許可はとったが、手続きを行わず早退した場合。（過失）
- ④登校遅刻の際、生徒指導室にて所定の手続きを行わなかった場合。（過失）
- ⑤無許可で保護者により自動車・バイク等で送迎された場合。（過失）
- ⑥無許可での外出や早退。
- ⑦徒歩・自転車運転問わず、信号無視した場合。
- ⑧自転車運転における、二人乗り・ながらスマホをした場合。
- ⑨無登録自転車等の乗り入れ。（状況報告があれば生徒指導部で仮ステッカーを発行する）。
- ⑩迷惑駐輪した場合。（校内・校外問わず）
- ⑪無許可で18時までに下校しなかった場合。

3、懲戒指導に該当する例

- ①自ら、一般原付やフル電動自転車、バイク、自動車等を運転し登校した場合。
 - ②保護者以外が運転するバイクや自動車等で送迎された場合。
- ※違反行為が繰り返され、指導の見通しが立たないと判断した場合。

<授業に関する規定>

- ・授業、集会、行事等では教員の指示に従うこと。
- ・学校生活は集団活動の場であることを常に意識して適切な言動を行うこと。

1、授業に関して

- ①学習機会は周囲にも平等に与えられていることを認識し、迷惑をかけてはいけない。
- ②学校生活において非常に大きなウエイトを占めるのは授業であり、個々の夢を叶える土台にすること。
- ③授業担当者の指示を聞き、意欲的に授業へ参加すること。

2、口頭注意や規律違反に該当する例

- ①授業に不必要的物品を机上や周辺に置いている場合。
- ②軽微な違反行為。（私語や居眠り等）
- ③授業環境が整っていないと判断した場合。（集中力の欠如、乱雑な机配置等）
- ④授業を行う上で周囲に迷惑を及ぼす行為。（座席移動や立ち歩き等）

- ⑤授業を受けてエスケープした場合。（体調不良時や保健室利用等許可された場合は除く）
- ⑥無許可で飲食した場合。
- ⑦授業場所間違い、授業開始時の不在（体調不良時は要相談）等授業間遅刻の場合。

3、懲戒指導に該当する例

- ①授業妨害に当たる場合。
- ②授業担当者の指示に従わない場合。
※違反行為が繰り返され、指導の見通しが立たないと判断した場合。

<携帯電話等通信機器に関する規定>

- ・スマホをはじめ、非常に利便性の高いツールが普及しているが適切な扱い方を学ぶこと。
- ・学校生活だけでなく日常生活でも常識と節度を備えた使用方法を心がけること。

1、携帯電話等通信機器に関して

- ①スマホは電源を切り、着信音等が発生しない状態でかばんの中に入れておくこと。
- ②外部と通信できる機器に関しては、教員の許可が無い限りすべて使用禁止とする。
- ③外部と通信できる状態で校内に持ち込んだツールを違反対象機器とする。
- ④通常の規律指導に加え別途厳封指導を行う。（指導詳細にて）
- ⑤懲戒指導時には、別途懲戒に関する規定に則り指導する。

2、口頭注意や規律指導に該当する例

- ①違反物品であるという認識が無いまま、通信できる状態で校内へ持ち込んだ場合。
- ②通信機能に該当しないが、周囲に軽微な迷惑をかけた場合。（スマートウォッチの音等）
- ③校内において電源が入った状態の違反機器が発見された場合。
- ④許可のない違反機器を使用した場合。

3、懲戒指導に該当する例

- ①盗撮、盗聴。
- ②SNSへの誹謗中傷、不適切投稿。（顔や名前の無断投稿、他者が不快に思う投稿等）
※違反行為が繰り返され、指導の見通しが立たないと判断した場合。

<その他の違反行為に関する規定>

- ・軽微な違反行為であっても学校風紀に悪影響を及ぼすと判断される言動は慎むこと。
- ・以下の指導概要を理解し、集団としての在り方を考え、規範意識を培うこと。

1、その他の違反行為について

- ①社会では数多くの約束事が存在するが、学校生活でも規範意識の素地形成を行うこと。
- ②様々な場面で指導を受ける可能性があるが、素直に受け止め自らを見つめ直す機会とすること。

2、口頭注意や規律指導に該当する例

- ①不適切なアルバイト発覚。（無許可アルバイト（故意）、不適切な業務内容等）
- ②スリッパ、サンダル、ハイヒール等安全上不適切であると判断した履物での登下校。
- ③校内におけるガムの所持・飲食。
- ④食堂利用におけるマナー違反。（食器の返却不備や、購入物品の食い散らかし等）
- ⑤ゴミのポイ捨て。
- ⑥盗電。
- ⑦指定場所以外での更衣。
- ⑧ロッカー等学校施設の不適切使用。
- ⑨その他、軽微な指導無視、軽微な不適切行動、軽微な不適切言動。

3、懲戒指導に該当する例

- ①指導対応者の指示に従わない場合（指導無視）。
※違反行為が繰り返され、指導の見通しが立たないと判断した場合。
- ②飲酒・喫煙（電子タバコ・水たばこ含む）・違法薬物等、反社会的行為。

★各種規律違反時の指導概要★

○指導区分

<口頭注意・規律指導・懲戒指導>の3段階に沿って指導する。

○各種規律指導詳細

- ・原則、日々指導として放課後に行う。
- ・生徒指導部による説諭に加え、反省文と奉仕活動を課す。
- ・規律違反時の指導件数を累積し、回数に応じて特別指導を課す。

○規律回数累積指導 5回…保護者連絡 10回…保護者懇談

15回…保護者連絡 20回…保護者懇談 以降5回ごとに繰り返す

※懇談同席者、担任→学年主任→生徒指導主事等回数や状況に応じて対応する。

○携帯電話厳封指導 携帯指導は別途回数を累積し、最大3日間の厳封指導を行う。

1回目…厳封指導1日間、2回目…厳封指導2日間、3回目以降…厳封指導3日間

○懲戒指導 度重なる同一事象の規律違反は懲戒も踏まえた指導を検討する。

<遅刻・欠席に関する規定>

- ・時間を守ることで人間関係の基礎を築き、自己への信頼を深めていくこと。
- ・生活習慣の乱れは学校生活（授業怠惰）に直結するので規則正しい生活基盤を培うこと。
- ・学校と家庭の連携を大切にし、常に効果的な時間の過ごし方を模索すること。

1、遅刻・欠席について

- ①遅刻・欠席する場合は原則 Classi にて、当日午前 8 時 25 分までに保護者より学校へ連絡を行うこと。
- ②登校遅刻時は生徒指導室にて所定の手続きを行ってから授業へ向かうこと。
- ③遅刻時は日々指導に加え、回数をカウントし累積回数に応じた別途指導を行う。
- ④以下のケースに該当する遅刻・欠席については指導対象とせず、カウントしない。

・忌引き	※別途所定の手続きを要する
・出席停止	※生徒指導部でその都度協議する
・公共交通機関遅延	※遅延証明と登校時間の整合性を要する
・通院や入院	※領収書や受診内容の証明を要する
・事件事故被害	※原則、警察における受理内容の証明を要する
・その他、認められる理由がある場合（不登校傾向、医療的配慮、進路関連等）	※特別配慮願いや進路指導部の指示を要する

2、指導詳細

- ・原則、日々指導（遅刻時は放課後、欠席時は翌登校日）とする。
- ・学年生徒指導部員主担や学年団を中心に説諭、改善策指導を行う。
- ・累積指導カウントは回数に応じて以下の特別指導を課す。

○遅刻指導 4回目より決意文や課題を実施。

5回毎に保護者連絡・懇談と早朝登校 3 日間実施。

回数に応じて学年生徒指導部員・学年主任・生徒指導部主事・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等による特別説諭を実施。

○欠席指導 担任・副担任・学年主任・学年団を中心に説諭を実施。

長欠生徒は保健指導部や養護教諭や支援委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携指導。

<懲戒指導に関する規定>

- ・本校で行う最大限の指導であることを認識し、問題行動をしっかり見つめ直すこと。
- ・学校生活や社会で必要な最低限の規範意識、マナー、モラルを身に付けること。

○指導区分

<校長訓告・有期停学・無期停学・退学>の4段階に沿って指導する。

○指導詳細

- ①懲戒に該当する事案の発生時には事実確認を行い、補導委員会にて指導内容を決定する。
- ②停学指導時の謹慎日数は本校内規に基づいて決定する。
- ③懲戒内容の申し渡しは原則、保護者同席で行う。
- ④規定に反する言動や教員の指示に従わない場合等は、特別指導を行うことができず欠席扱いとなる。
- ⑤停学期間中の生活全般に関する方針は「謹慎中の約束事」に沿って指導する。
- ⑥停学指導は家庭謹慎と登校謹慎があるが原則、登校謹慎とし8：15までに登校させる。
- ⑦家庭謹慎の際は原則、家庭訪問を行い家庭環境の把握も含め指導を行う。